

資料 1. 富田林市交通基本計画策定委員会設置要綱

富田林市要綱第52号

富田林市交通基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民のための望ましい交通の実現に向けての指針として基本計画を策定することを目的とし、富田林市交通基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 本市の交通基本計画（以下「計画」という。）の策定についての事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、最大1年間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、計画を策定したときは、委嘱又は任命を解かれたものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴き、資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、委員会が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については無償とする。

(専門部会)

第8条 委員長は、第2条に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり政策部道路交通課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に行われる委員会の招集及び会長が互選されるまでの間の議事その他の総理は第5条第4項及び第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを行う。

3 この要綱は、計画の策定が完了したときにその効力を失う。

資料 2. 「富田林市交通基本計画策定委員会」委員名簿

委員会

		氏名	所属名・役職等
委員長	学識経験者	三星 昭宏	近畿大学理工学部社会環境工学科教授
	学識経験者	柳原 崇男	近畿大学理工学部社会環境工学課講師
	町総代会	初倉 宏全	富田林市町総代会副会長
	公共交通事業者	今村 光伸	近鉄バス(株)営業部乗合営業課係長
	公共交通事業者	野谷 将一	南海バス(株)企画部企画課課長代理
	市長公室	村本 正文	市政策推進課長
	総務部	西野 好文	市財政課長
	市民人権部	長橋 淳美	市市民協働課長
	健康推進部	森島 彰	市高齢介護課長
	健康推進部	池端 光明	市健康づくり推進課長
	子育て福祉部	緒方 英和	市障害福祉課長
	子育て福祉部	浦野 政邦	市地域福祉課長
副委員長	まちづくり政策部	浦 俊樹	市まちづくり推進課長

専門部会

	学識経験者	近畿大学理工学部社会環境工学科教授 三星 昭宏
	学識経験者	近畿大学理工学部社会環境工学課講師 柳原 崇男
	市長公室	市政策推進課
	総務部	市財政課
	市民人権部	市市民協働課
	健康推進部	市高齢介護課
	健康推進部	市健康づくり推進課
	子育て福祉部	市障害福祉課
	子育て福祉部	市地域福祉課
部会長	まちづくり政策部	市まちづくり推進課長 浦 俊樹

資料 3. 「富田林市交通基本計画策定委員会」検討経緯

	日時	会場
第 1 回委員会	平成 23 年 6 月 10 日(金)9 時 30 分～11 時 30 分	富田林市消防署 4 階視聴覚室
第 2 回委員会	平成 23 年 7 月 27 日(水)15 時～17 時	富田林市役所 3 階庁議室
第 3 回委員会	平成 23 年 8 月 30 日(水)15 時～17 時	富田林市役所 3 階庁議室
第 4 回委員会	平成 23 年 9 月 28 日(水)15 時～17 時	富田林市役所 3 階庁議室
第 5 回委員会	平成 23 年 10 月 26 日(水)15 時～17 時	富田林市役所 3 階庁議室
第 6 回委員会	平成 23 年 11 月 22 日(火)10 時～12 時	富田林市役所 3 階庁議室
第 7 回委員会	平成 23 年 12 月 26 日(月)15 時～17 時	富田林市役所 3 階庁議室
第 8 回委員会	平成 24 年 1 月 20 日(金)15 時～17 時	富田林市役所 3 階庁議室
第 9 回委員会	平成 24 年 2 月 28 日(火)15 時～17 時	富田林市消防署 4 階視聴覚室
第 10 回委員会	平成 24 年 4 月 18 日(水)15 時～17 時	富田林市役所 3 階庁議室

参考：専門部会を 9 回開催。